

THE
 IMPERIAL GEOLOGICAL SURVEY OF JAPAN:
 ITS
 HISTORY, ORGANIZATION, AND WORK

TOKYO, 1926.

第一條 會社ノ代表者ハ別記様式ノ會社票ニ毎年十二月末日ニ於テ其状況ニ基キ其
 常事項ヲ記入シ其ノ本質又ハ其ノ事務所所在地ノ市町村長
 常事項ヲ記入シ其ノ本質又ハ其ノ事務所所在地ノ市町村長
 提出スルベシ但シ清算中又ハ破産手續中ノ會社ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
 (裏面ニ續ク)

會社統計規則 (商工省令第十號) (大正十四年十月二十八日)

會社票

大正十四年十二月末日現在

第 號	商號又ハ名稱	種 類	本店又ハ主ナル事務所所在地	道府縣	郡 市	町 村	番 地	設立年月	設 立 年 月	備 考	出資額又ハ資本金				出資額	出資額	出資額	出資額
											出資額	資本金	積立金	純積立金				

大正 年 月 日 代表者氏名及捺印

地方長官官署の監督するところの工場に於ては、其の工場に於ける労働者の健康を保護し、且その労働の安全を保障すべし。本規則は、その目的を以て制定し、公布したる。昭和十五年十二月十五日。

第一条 本法第二条第一項の工場に於ける労働者の健康を保護し、且その労働の安全を保障することを目的として制定し、公布したる。

第二条 本法第二条第一項の工場に於ける労働者の健康を保護し、且その労働の安全を保障することを目的として制定し、公布したる。

第三条 本法第二条第一項の工場に於ける労働者の健康を保護し、且その労働の安全を保障することを目的として制定し、公布したる。

第四条 本法第二条第一項の工場に於ける労働者の健康を保護し、且その労働の安全を保障することを目的として制定し、公布したる。

第五条 本法第二条第一項の工場に於ける労働者の健康を保護し、且その労働の安全を保障することを目的として制定し、公布したる。

第六条 本法第二条第一項の工場に於ける労働者の健康を保護し、且その労働の安全を保障することを目的として制定し、公布したる。

附則
 本規則は公布の日より之を施行す。

記載注意
 一、商標又は名称
 二、商標又は名称を記入すべし
 三、主たる業務
 四、最近の決算期に於ける現在の額を記入すべし
 五、出資額又は資本額
 六、最近の決算期に於ける現在の額を記入すべし
 七、積立金
 八、純利益金、配当金、純損益金
 九、本報告書提出の際又は名前、種類、本店又は主たる事務所の所在地、出資額又は資本額を變更したるとき又は前年の報告事項中誤謬ありたるときは其の旨を備考欄に記入すべし
 一〇、本報告書中に記入する数字は、一、二、三等の如きアラビア数字を用ふるべし
 一一、本報告書中に記入する数字には横線を引くべし
 一二、会社の代表者は署名を記入すべし

工場票

大正十五年十二月末日現在

備考	性別			計	力数	馬力	貨幣	銭	枚	箇	(9) 従業員数	(10) 原動力	(11) 年間消費電	工場																														
	男	女	計											職名	職名	職名	職名	職名	職名	職名																								

大正 年 月 日
 工務主任 氏名
 及捺印

工場統計規則
 第一条 本法第二条第一項の工場に於ける労働者の健康を保護し、且その労働の安全を保障することを目的として制定し、公布したる。

第二条 本法第二条第一項の工場に於ける労働者の健康を保護し、且その労働の安全を保障することを目的として制定し、公布したる。

第三条 本法第二条第一項の工場に於ける労働者の健康を保護し、且その労働の安全を保障することを目的として制定し、公布したる。

第四条 本法第二条第一項の工場に於ける労働者の健康を保護し、且その労働の安全を保障することを目的として制定し、公布したる。

第五条 本法第二条第一項の工場に於ける労働者の健康を保護し、且その労働の安全を保障することを目的として制定し、公布したる。

第六条 本法第二条第一項の工場に於ける労働者の健康を保護し、且その労働の安全を保障することを目的として制定し、公布したる。

附則
 本規則は公布の日より之を施行す。

賃銀統計月報

昭和二年四月

商工大臣官房統計課

- 1 本表ハ大正九年六月十日統計第一千三百十九號令造ニ基キ東京、大阪、神戸、京都、名古屋、横濱、廣島、金澤、仙臺、小樽、福岡、新潟及高知ノ十三商業會議所ヨリ...

昭和二年四月賃銀概況

本月ニ於ケル十三都市賃銀指数ハ總平均 101.4 ニシテ之ヲ前月ノ 101.1 ニ比較スレハ三厘ノ昂騰ニ當リ調査種類五十二種中前月ニ比シ昂騰セルモノ十四種、低下セルモノ十五種、保合ノモノ二十三種ナリ...

Table with columns for City (e.g., 横濱, 高知, 大阪), Industry (e.g., 印刷製本業, 飲食料工業), and Average Wage (平均). Rows list various cities and their corresponding industry wage data.

第五條 常用職工ノ賃金ニ關シテハ、本報ニ於テハ、其ノ賃金ノ額ヲ、其ノ賃金ノ額ニ對シテノ百分率ニシテ表示スルベシ...

記載注意

- I 常用職工ノ賃金ニ關シテハ、本報ニ於テハ、其ノ賃金ノ額ヲ、其ノ賃金ノ額ニ對シテノ百分率ニシテ表示スルベシ...

續)

Table with columns for 平 (Average), 高 (High), 新 (New), 福 (Fukushima), 同 (Same). Rows show numerical data for various categories.

昭和二年五月三十一日發行 商工大臣官房統計課 東京市京橋區高代町四番地 印刷所 三所郎

賃銀 (續)

昭和二年四月 (普通賃銀)

Table with 15 columns: 東京, 大阪, 神戸, 京都, 名古屋, 横濱, 廣島, 金澤, 仙台, 小樽, 福岡, 新潟, 高知, 平均. Rows include various industries like 醬油醸造工, 精製糖工, etc.

昭和二年五月三十一日發行

商工大臣官房統計課

印印刷所者 東京市高橋區高代町幸四番地三郎

*ハ普通ノ給料月額ヲ示シ食費、手當、其ノ他ノ賃物給與ヲ含マズ

賃銀統計月報

昭和二年四月

商工大臣官房統計課

- 1 本表ハ大正九年六月十日統第一千三百十九號令達ニ基キ東京、大阪、神戸、京都、名古屋、横濱、廣島、金澤、仙台、小樽、福岡、新潟及高知ノ十三商業會議所ヨリ毎月管内ノ最モ適當ト認ムル會社、工場若クハ個人ニ付普通一人前ノモノノ賃銀ヲ調査報告セシメタルモノヲ編纂シタルモノニシテ該賃銀ハ給料ノ外食費、手當、其ノ他賃物給與ノ日割額ヲ包含ス但シ下男及下女ノミハ普通ノ給料月額ヲ示シ食費、手當、其ノ他ノ給與ヲ包含セス
2 賃銀指數ハ上記普通賃銀ニ付大正十年乃至十二年ノ全三箇年平均賃銀ヲ100トシ單純算術平均ノ方法ニ依リ之ヲ算出セルモノトス
3 十三都市ニ於ケル賃銀ハ各地方ニ依リ調査日時等ニ多少ノ相違アルモ參考トシテ其ノ平均賃銀ヲ掲記セリ

昭和二年四月賃銀概況

本月ニ於ケル十三都市賃銀指數ハ總平均 101.4 ニシテ之ヲ前月ノ 101.1 ニ比較スレハ三厘ノ昂騰ニ當リ調査種類五十二種中前月ニ比シ昂騰セルモノ十四種、低下セルモノ十五種、保合ノモノ二十三種ナリ尙本月ノ總平均ヲ前年同月ニ比較スレハ一分六厘ノ低下ニ當ル、而シテ之ヲ十二分類別ニ示セハ次ノ如シ。

Table with 12 columns: 印刷製本業, 飲食料工業, 木竹類製造業, 窯業, 土建築業, 金屬及機械器具工業, 下男及下女, 縫紉業, 被服及身用品製造業, 漁夫, 仕日夫, 化學工業, 平均. Rows include 横濱, 高知, 大阪, etc.

Vertical text on the right edge of the page, likely a page number or index.

賃銀指數

(大正十年乃至十二年ノ全三箇年平均賃銀ヲ100トス)

昭和二年四月

Table of wage index numbers for various industries in Japan, April 1927. Columns include industry names (e.g., 製絲女工, 織物製造工), and regional indices for Tokyo, Osaka, Kyoto, etc.

賃銀

昭和二年四月(普通賃銀)

Table of general wage index numbers for various industries in Japan, April 1927. Columns include industry names (e.g., 1 製絲女工, 2 綿絲紡績女工) and regional indices for Tokyo, Osaka, Kyoto, etc.

卸賣物價統計月報

昭和二年四月

商工大臣官房統計課

1. 本表ハ大正九年六月十日統第一千三百十九號令達ニ基キ東京 大阪 神戸 京都 名古屋 横濱 廣島 金澤 仙臺 小樽 福岡 新潟及高知ノ十三商業會議所ヨリ毎月報告ニ係ル卸賣物價測ニ依リ之ヲ編整ス
2. 卸賣物價指數ハ上記卸賣物價測中重要品目五十六種ノ全月平均價格ニ付大正十年乃至十二年ノ全三箇年平均價格ヲ 100 トシ單純算術平均ノ方法ニ依リ之ヲ算出セルモノトス
3. 十三都市ニ於ケル卸賣物價ハ各地方ニ依リ銘品品質等ニ多少ノ相違アルモ參考トシテ其ノ平均價格ヲ掲記セリ

昭和二年四月卸賣物價概況

本月ニ於ケル十三都市卸賣物價指數ハ總平均 88.6 ニシテ之ヲ前月ノ 89.2 ニ比較スレハ七厘ノ低落ニ當リ調査品目五十六種中前月ニ比シ騰貴セルモノ十四品 低落セルモノ二十品 保合ノモノ二十二品ナリ 尙本月ノ總平均ヲ前年同月ニ比較スレハ六分ノ低落ニ當ル 而シテ之ヲ八大分類別ニ示セハ次ノ如シ

	穀類	調味及嗜好品	雜類	肉類	燃料	肥料	衣料品	建材	築材	平均
横濱	113	96	101	94	127	89	81	74	74	95
高知	111	113	100	88	89	86	78	71	71	93
金澤	110	98	91	87	100	87	82	79	79	91
福岡	107	95	95	103	103	85	71	76	76	89
新潟	111	98	91	92	91	83	80	75	75	89
大阪	106	95	94	93	86	86	78	76	76	88
神戸	104	94	94	92	87	87	84	69	69	88
京都	108	89	91	104	92	87	75	69	69	88
仙臺	115	102	90	88	83	85	75	71	71	83
小樽	103	93	90	97	83	91	80	80	80	83
東京	109	94	94	93	91	89	73	72	72	87
廣島	108	95	99	84	86	85	76	72	72	87
名古屋	105	97	92	75	82	83	78	67	67	85
平均	106.8	97.0	94.8	92.8	92.4	86.3	77.9	76.5	76.5	88.6
前月ニ比シ増減	(-) 0.007	(-) 0.001	無シ	(-) 0.002	(-) 0.008	(+) 0.000	(-) 0.030	(-) 0.001	(-) 0.007	

賃銀 (續)

昭和二年四月 (普通賃銀)

	東 京	大 阪	神 戸	京 都	名 古 屋	横 濱	廣 島	金 澤	仙 臺	小 樽	福 岡	新 潟	高 知	平 均
27 醬油醸造工	2.50	2.17	1.82	1.83	2.00	2.50	1.92	1.43	1.93	1.53	1.23	1.40	1.80	1.85
28 精製糖工	1.80	1.98	2.08	—	1.64	—	—	—	—	1.80	—	—	—	2.00
29 菓子製造工	2.17	1.70	1.97	1.66	1.75	1.83	1.20	1.90	1.50	1.70	1.33	1.50	1.20	1.65
30 織詰工	—	2.40	—	1.10	2.30	2.00	1.50	—	—	—	—	—	—	1.92
31 洋服仕立工	3.50	2.60	2.50	3.00	2.50	2.50	3.50	1.80	2.50	2.40	2.00	1.65	1.50	2.46
32 靴工	2.30	2.50	3.00	3.50	2.00	3.00	2.50	2.00	2.00	2.27	1.80	1.95	1.40	2.32
33 下駄工	3.00	1.85	2.16	1.70	1.70	1.50	1.45	1.65	1.60	1.80	2.00	1.40	1.60	1.80
34 大工	3.50	3.30	3.20	3.20	3.00	3.50	2.63	2.50	2.50	3.30	2.70	2.10	2.20	2.92
35 左官	3.60	3.35	3.50	3.50	3.00	3.50	3.00	2.50	3.50	3.80	3.00	2.60	2.20	3.16
36 石工	4.30	4.40	4.00	4.20	3.50	3.80	3.00	2.50	3.00	3.80	3.00	2.70	2.50	3.44
37 煉瓦積工	3.70	3.50	3.50	3.50	3.40	3.80	2.70	3.00	3.50	3.80	3.00	2.50	2.50	3.26
38 瓦葺工	3.80	4.40	3.50	3.30	4.50	3.60	3.00	2.80	2.50	3.80	2.60	2.60	3.50	3.38
39 ベンキ塗工	2.80	3.00	3.50	3.00	2.50	3.50	3.00	2.50	2.50	3.00	2.70	2.00	2.30	2.79
40 製材工	3.30	2.50	2.22	2.60	1.70	3.40	2.30	2.20	2.00	2.10	2.50	1.80	1.50	2.32
41 指物工	2.60	3.00	2.50	2.70	2.70	3.00	1.30	1.80	2.20	2.50	2.20	2.30	2.30	2.39
42 漆器工	3.00	2.28	2.50	2.30	1.10	—	1.20	2.00	1.80	2.25	2.30	1.60	1.60	1.99
43 製網工	2.00	2.01	1.55	2.60	1.80	1.19	—	—	—	—	—	1.65	1.50	1.79
44 墨工	3.00	3.20	3.00	3.00	2.70	3.00	2.40	2.50	2.20	2.30	2.30	1.60	2.30	2.58
45 活版植字工	3.20	2.70	2.50	2.40	2.50	3.50	2.23	1.90	2.00	2.00	1.65	1.25	1.80	2.28
46 製木工	2.50	2.40	2.30	2.70	2.00	2.80	1.67	1.80	2.00	2.00	1.80	1.50	2.00	2.11
47 仲仕	2.97	2.50	2.33	3.00	2.40	3.00	2.50	1.80	2.80	2.40	2.88	1.45	2.00	2.46
48 日傭男人夫	1.81	2.30	2.00	2.50	2.40	2.00	1.80	1.90	2.00	1.60	2.00	1.80	1.65	1.98
49 日傭女人夫	1.15	1.20	1.20	1.40	1.00	1.30	1.00	1.20	1.00	1.00	1.00	.90	.90	1.09
50 漁夫	1.17	—	1.70	—	1.60	—	1.80	—	—	1.66	—	—	1.80	1.62
*51 下男	18.00	24.00	20.00	18.00	18.00	20.00	13.50	10.00	15.00	15.00	14.00	15.00	10.00	16.19
*52 下女	15.00	17.00	15.00	15.00	15.00	12.00	12.50	11.00	10.00	12.00	12.00	10.00	5.00	12.42

*ハ普通ノ給料月額ヲ示シ食費、手當、其ノ他ノ賃物給與ヲ含マズ

昭和二年五月三十一日發行

商工大臣官房統計課

印刷所者

東京市京橋區高島町四番地

印刷所三